



令和3年7月30日
観 光 庁

「地域観光事業支援」の補助対象となる旅行の 予約・販売期限の延長について

これまでの地域観光事業支援の活用状況等を踏まえ、補助対象となる旅行の予約・販売期限を12月31日に延長することとしました。

地域観光事業支援のうち、都道府県が実施する旅行商品・宿泊サービスに対する割引や、地域限定での旅行期間中に使用可能なクーポン券等の付与を内容とする、いわゆる県民割に必要な費用に対する国の支援について、都道府県の要望も踏まえ、補助対象となる旅行の予約・販売期限を現在の10月31日までから12月31日に延長することとしました。

なお、支援対象となる旅行の実施期間は、従来どおり、4月1日から12月31日宿泊分（1月1日チェックアウト分）までです。

【お問い合わせ先】

観光庁参事官（旅行振興） 担当：牧田・杉田・山崎・友藤
TEL 03-5253-8111（内線 27341、27302、27329、27320）
03-5253-8329（直通）
FAX 03-5253-1585